第 8-3 図　不法投棄対策の課題、対策等一覧

不法投棄防止対策

産業廃棄物の不法投棄の現状

1　本県の不法投棄パターンの類型

①　解体工事業者が不正処理を前提として安値受注（建設廃棄物）
②　無許可業者が格安で処理を請け負い不法投棄（建設廃棄物）
③　不正な行為から発生する廃棄物の不法投棄（硫酸ピッチ、スラッジ）
④　自社物抗弁に起因する不法投棄（建設廃棄物）
⑤　有価物抗弁に起因する不法投棄（廃タイヤ、廃家電等）
⑥　土砂抗弁に起因する不法投棄（建設廃棄物）
⑦　ガット船による海域への不法投棄（建設残土等）

現状

2　不法投棄された廃棄物の種類

・木くず、がれき類、廃プラスチック類が件数、投棄量ともに多く、この３種で７～８割を占める（建設廃棄物）。

3　不法投棄の行為者

投棄者は、廃棄物処理法の無許可業者（42%）、排出事業者(建設業者)（25%）及び不明（33%）（H15～H17）。

（参考）　不法投棄の件数等

(1) 陸上

表　不法投棄件数・投棄量の推移（10t以上）

年　度	11	12	13	14
件　数	15	11	15	10
投棄量	6,550	20,691	19,604	4,393

年　度	15	16	17	18
件　数	13	14	13	15
投棄量	3,730	970	14,610	2,755

(2) 海域

年度	3	9	11	18
件数	1	1	1	1

これまでの対策と評価

・類型ごとの対応状況の評価
　対策なし

法改正(H16.10 施行)により減少
発生件数 H15 年度 15 件→H17 年度３件

条例(H15.12 施行)により大規模事案減少

(1)不適正処理防止条例による規制
・産廃、特定物の保管の届出制
　産廃(100 ㎥)、廃自動車(20 台)、廃ﾀｲﾔ（100 本）廃家電(100 台)
・土砂埋立行為に対する許可制
　土砂埋立（3,000 ㎡以上）

(2)行政措置（行政指導中心）
・文書指示 165 件
・改善・措置命令等 13 件
・告発１件（H15~H17 年度）

(3)警察との連携
①兵庫県不法投棄対策協議会の設置
②地域不法投棄対策協議会の設置
③改善・措置命令等の行政処分通知

(4)原状回復措置
原則：行為者に撤去指導
投棄者不明･生活環境保全上支障あり
①行政代執行　②県基金 ③エコ手形制度(関係業界と地域住民が協働)

(5)早期発見・早期対応のための対策
・不法処理監視員の配置（６名）
・監視機動班の配置（県警出向3名）
・郵便局、ＪＡ、宅配業者との通報協定締結
・通報連絡先ちらしの配布
・監視カメラの整備
・夜間・休日監視パトロール

(6)地域住民と協働した対策
不法投棄を許さない地域づくり
・自治会との通報協定締結
・地域住民主導の未然防止活動

(7)海域での原状回復措置
・処理制度が確立されていないため漁業者が主体となって処理

課題

(1)　解体廃棄物等に係る情報不足と無届解体
・廃棄物処分先等が確認できない。
・解体工事発注者には、廃棄物の適正処理への関心がない。
・無届解体がある。

(2)　無許可業者による不法投棄
不法投棄を前提として安値受注する業者や不法投棄を行うブローカー等の確信犯が存在する。

(3)　行為者不明の不法投棄
監視体制のさらなる強化が必要

(4)　マニフェストの偽造、未交付
・紙ﾏﾆｭﾌｪｽﾄは偽造されやすい。
・ﾏﾆｭﾌｪｽﾄの未交付がある。

(5)3,000 ㎥未満の土砂埋立が未規制
廃棄物を混合した埋立が多い。

(6)　行政指導中心から厳罰主義への方針転換
悪質業者に対して、直ちに行政処分を行う必要あり。

(7)　警察との連携
不法投棄事案の情報が確実に伝わっていない。(連携不足)

(8)　原状回復が不十分
行政代執行、県基金の適用例が少ない。

継続実施

(9)　海への不法投棄（建設残土）
・建設残土の移動状況が把握できない
・建設残土の発生場所を把握するしくみがない。
・処理制度が確立されていない。

対　策

1 不適正処理防止条例の改正　　県土

(1)　**解体廃棄物対策・無届工事対策（条例・予算）**
①解体工事発注者の適正処理義務
②解体工事業者に知事及び発注者への「廃棄物引渡完了報告」を義務化
③発注者から知事に対し、完了報告なし・処理不適正のときに申告
④不法処理監視員の充実強化（予算）
・非常勤嘱託の増員
・届出書、引渡完了報告（②）のチェック
・工事箇所での廃棄物発生状況・搬出状況などの監視・指導
・無届工事の把握

(2)　**マニフェストの電子化（排出事業者対策：都道府県で初）（条例・予算）**
・電子マニフェスト使用の普及促進
　普及目標：平成 21 年度末　８０％　平成 23 年度末　１００％

(3)　**土砂埋立等の規制規模の拡大（規模は都道府県で最も厳しい）（条例）**
・許可が必要な規模を（3,000 ㎡→1,000 ㎡以上）規制強化。

(4)　**公安委員会との連携（都道府県で初）（条例）**　　警察
県と公安委員会は、監視体制の強化等について緊密に連携する。

2　行政処分の強化
・違反業者への改善・措置命令等の行政処分の積極的発動
・産廃許可業者がマニフェスト関係義務違反した場合、車の使用停止など事業の停止命令
・産廃処理業に係る行政処分を受けた者は、入札参加に係る指名停止

3　警察との連携強化等：再掲（条例・マニュアル）　　警察
・不法投棄事案発生の際は速やかに通報（情報提供）
・悪質な業者に対する早期の合同立入検査の実施
・違反行為への厳格な対応
　直罰規定が適用できるもの → 摘発の申し入れ
　改善・措置命令等の行政処分を経て罰則規定を適用するもの
　→ 厳格な行政処分の発令・公表
　→ 従わない業者の告発 → 警察での摘発・送検
・運搬車両等の路上検問の強化（回数増）

4　原状回復措置の実施
・行政代執行の実施（国の産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業）
・兵庫県廃棄物等不適正処理適正化基金の積極的な活用
・エコ手形制度の全県展開

5　地域住民の取組に対する支援：再掲（予算）
・監視カメラの貸し出し、資機材の提供、合同監視パトロール等

6　海への不法投棄対策（建設残土対策）（国に提案）　　農林
「平成 19 年度国の予算編成に対する提案（平成 18 年 11 月）」提案済
①海への積み出し行為等に係る届出制の創設
②建設残土発生場所の土地形質変更届出制の創設

7　海域不法投棄廃棄物処理対策（予算）　　農林
海域への不法投棄廃棄物の処理を支援